

各都道府県私立学校主管課 御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
高等教育局私学部私学助成課

令和3年度以降の幼稚園型認定こども園における私立高等学校等経常費
助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）の取り扱いについて

平素より私立学校の振興にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

子ども・子育て支援新制度が施行された平成27年4月以降の標記補助金の取扱いについては、平成27年2月26日付け事務連絡において周知してきたところですが、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第2条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第2条第2項において、法律の施行後5年を目途として、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされており、内閣府に設置された子ども・子育て会議において「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日付）が示されました。

このことを受け、学校法人立の幼稚園型認定こども園の3～5歳については、別添のとおり、令和3年度以降より一律標記補助金の補助対象とすることとしますので、各都道府県におかれましては、本取扱いの内容をご承知いただくとともに、標記補助金の申請等の際にはご留意いただきますようお願いいたします。

なお、本取扱いに伴い、多様な事業者の参入促進・能力活用事業の取り扱いを一部変更しており、このことについて各都道府県子ども・子育て支援新制度担当課に連絡済みです。

【本件担当】

(国庫補助金の制度について)

文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第四係

電話：03-5253-4111（内線2547）

FAX：03-6734-3396

E-mail：sigakujo@mext.go.jp

(国庫補助金の執行について)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課庶務係

電話：03-5253-4111（内線2430）

FAX：03-6734-2430

E-mail：tokubetu@mext.go.jp